

# 国土強靱化の取組の着実な推進について

平成 29 年 7 月 31 日  
国土強靱化の推進に関する  
関係府省庁連絡会議

## 1. 基本認識

- 平成 26 年に国土強靱化基本計画が策定されてから平成 29 年度で 4 年目を迎える。関係各府省が国土強靱化基本計画に定める施策の推進方針や「国土強靱化アクションプラン 2017」（平成 29 年 6 月 6 日国土強靱化推進本部決定）に定める推進計画に則り、かつ、各施策の目標が着実に達成されるよう、さらに国土強靱化を進めていくことが重要である。また、社会経済情勢等の変化や国土強靱化の施策の推進状況等を考慮しつつ、国土強靱化基本計画の見直しに向けた取組を本格的に進めているところ。
- 一方、国土強靱化を実効性あるものとするためには、国のみならず、地方公共団体や民間事業者等が総力を挙げて積極的に取り組むことが不可欠である。
- 国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）は、7 月 1 日までに 43 都道府県で策定され、残りすべての県においても策定着手しているが、市区町村については、策定済みまたは策定中は 81 市区町村であり、策定数が少ない状況にある。国土強靱化の推進に向け、これからは特に市区町村における地域計画の策定を促していくことが重要となる。
- また、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）では、国土強靱化貢献団体認証制度の周知等を通じて国土強靱化に資する民間投資の拡大を図るなど、民間の取組の促進を図ることとしている。民間の取組は、新たなイノベーションや更なる民間投資の拡大をもたらし、我が国の持続的な経済成長等にも貢献するものであることに留意する必要がある。
- 今後も、国と地方公共団体、官と民が連携しながら、強靱な国づくりを着実かつ強力に進めていく必要がある。

## 2. 施策の着実な推進に向けて

○関係府省庁は、国土強靱化基本計画に照らして更に充実すべき施策の検討を行うとともに、特に以下に留意して取り組む。

### 〈地域計画の策定・取組の促進〉

○ 地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が必要であり、またその中で国の施策等を位置づける場合もあることから、関係府省庁（出先機関を含む）は、その策定に当たり、地方公共団体等と十分連携・協力する。

○ 関係府省庁は、「地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援」（平成 29 年 1 月 27 日関係府省庁連絡会議決定）で公表したとおり、地方公共団体が作成した地域計画に基づく施策については、29 の交付金等の交付に当たり、一定程度の配慮を行うなどの支援をする。また支援の内容や周知方法に関しては、フォローアップ・見える化を行い、地域計画の策定及びその取組が一層進むよう、地方公共団体に周知し、関係府省庁一体となった支援を重点的に行う（別紙 1 参照）。

### 〈民間取組の促進〉

○ 関係府省庁は、先導的な取組の情報共有や各種規制の見直し等、民間の取組推進に資する施策を進めるとともに、民間の取組推進に資する各種制度の有効活用に向けて、その周知に努める。また、「国土強靱化民間の取組事例集」や国土強靱化貢献団体認証制度について、関係団体への周知等によりその普及に協力する。

## 3. 平成 30 年度予算の概算要求等について

○ 国土強靱化については、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」において、別紙 2 のとおり、取組を着実に推進することが位置付けられている。

○ 関係府省庁は、国土強靱化に関し、「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン 2017」に則るとともに、2. も踏まえ、重点化すべき 15 のプログラムを中心として、メリハリをつけた平成 30 年度概算要求及び税制改正要望等を行う。

○ 内閣官房は、8 月末を目途に、重点化すべき 15 のプログラムを中心として関係府省庁の概算要求等を取りまとめ、公表する。

## 交付金・補助金の交付要綱等における 国土強靱化地域計画への支援の明記について

### ○ 29の全ての交付金・補助金について交付要綱等に明記済み

|  |  |
|--|--|
| <p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地方創生整備推進交付金</li> </ul> <p>【警察庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県警察施設整備費補助金(警察施設整備関係)</li> <li>○特定交通安全施設等整備事業に係る補助金</li> </ul> <p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○放送ネットワーク整備支援事業費補助金(放送ネットワーク整備支援事業)</li> <li>○無線システム普及支援事業費等補助金(民放ラジオ難聴解消支援事業)</li> <li><u>○無線システム普及支援事業費等補助金(公衆無線LAN環境整備支援事業)</u></li> <li>○消防防災施設整備費補助金</li> <li>○緊急消防援助隊設備整備費補助金</li> </ul> <p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校施設環境改善交付金</li> </ul> <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉施設等施設整備費補助金</li> <li>○次世代育成支援対策施設整備交付金</li> <li><u>○地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金</u></li> <li><u>○保育所等整備交付金</u></li> </ul> | <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農村地域防災減災事業</li> <li>○農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策</li> <li><u>○強い農業づくり交付金</u></li> <li><u>○鳥獣被害防止総合対策交付金</u></li> <li><u>○治山事業</u></li> <li><u>○次世代林業基盤づくり交付金のうち森林・林業再生基盤づくり交付金</u></li> <li>○森林・山村多面的機能発揮対策交付金</li> <li><u>○水産基盤整備事業</u></li> <li><u>○浜の活力再生交付金</u></li> <li><u>○農山漁村地域整備交付金</u></li> <li><u>○海岸事業(漁港海岸)</u></li> </ul> <p>【経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>○災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金</u></li> <li><u>○災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費</u></li> <li><u>○過疎地等における石油製品の流通体制整備事業費</u></li> </ul> <p>【国土交通省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防災・安全交付金</li> </ul> <p>【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)</li> </ul> |
|--|--|

(注)下線の交付金等は、第13回国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議(平成29年1月)において、「平成29年5月までに交付要綱等に明記予定」と整理されたもの。

### (参考)明記の例

#### ○地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(厚生労働省)

「平成29年度予算における地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)の協議について」(事務連絡)より(抄)

#### 6. 留意事項

(2)事業に応じて、採択に当たって一定程度配慮するため、強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法(平成25年12月11日法律第95号)第13条に定める国土強靱化地域計画に記載のある事業は、先進的事業整備計画書(別添1)の備考欄に「国土」と記載すること。

#### ○治山事業(農林水産省)

「林野公共事業における事業評価マニュアル」(抄)

#### 第2章 2治山事業(新規採択チェックリスト)

##### II 優先配慮事項

評価項目:効果的な事業の推進

評価指標:関連する計画への位置付け

判定基準:A 地域防災計画、国土強靱化地域計画等関連する計画に位置付けられている。

:B 地域防災計画、国土強靱化地域計画等関連する計画に位置付けられるよう調整中である。

:C 上記A、B以外である。

「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)(抜粋)

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

4. 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援

(5) 国土強靱化・防災、成長力を強化する公的投資への重点化

① 国土強靱化

「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン 2017」を 着実に推進するとともに、同計画の見直しに向けた取組を本格化させる。

また、地域計画の策定及び実施が進むよう支援を充実させるほか、事業継続に取り組む企業等を認証する制度の周知等を通じて 国土強靱化に資する民間投資の拡大を図るなど、地方公共団体及び民間の取組の促進を図る。さらに、医療活動訓練等の中で、被災地域で必要とされる医療モジュールについて検討するなど、国土強靱化に資する実証を推進する。

③ 成長力を強化する公的投資への重点化

社会資本整備については、「社会資本整備重点計画」等に基づき、既存施設の最大限の活用を図りつつ、国際競争力の強化、国土強靱化、防災・減災対策、コンパクト・プラス・ネットワーク、老朽化対策などの成長力を強化する分野に重点化し、ストック効果が最大限発揮されるよう、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ戦略的な取組を進める。